

会計年度地域療育センターケースワーカー（週30時間）募集要項

令和8年8月1日
名古屋市西部地域療育センター

この募集要項を
ご覧になる方へ

この募集は**年齢不問**です。
意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

1 選考区分・採用予定人数・主な職務内容等

選考区分	採用予定人数	主な職務内容等
会計年度地域療育センター ケースワーカー	1名	・障害児及びその疑いのある児童に対する相談業務 ・電話による発達相談受付及び面接 ・関係機関との連絡調整業務

2 受験資格

（1）及び（2）を満たすこと。

- （1）大学で心理学や社会福祉を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業したこと（卒業見込みを含む）並びに児童福祉現場での相談対応に必要な知識・技能・経験を有すること。
- （2）以下のいずれにも該当しない方
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするものを除く）。

3 申込みについて

（1）申込期間

【別紙1】採用選考試験日程表をご確認ください。

（2）申込方法

次記の申込書類に必要事項を記入の上、名古屋市西部地域療育センターまで簡易書留で郵送（封筒の表に「ケースワーカー応募」と朱書き）又は持参してください。

※ 持参の場合は、申込期間内（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで受付けます。

(3) 申込書類

ア 受験申込書（第1号及び第2号様式）及び誓約書（第3号様式）

イ 課題作文

テーマ：「発達支援の必要な子どもとその家族のケースワークにおいて大切だと思うこと」
1000文字程度、A4縦長横書き、1行目に氏名を明記。自筆、パソコン等を問いません。上記のテーマについて、ご自分の体験などを交えて具体的にお書きください。

ウ 受験票送付用封筒（長形3号 サイズ120mm×235mm）

110円切手を貼り、住所・氏名を記載したもの。

※ 申込書類に不備がある場合は、受け付けません。また、一度提出された書類は返却しません。

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ

申込期間、面接試験日、合格発表日は、【別紙1】採用選考試験日程表のとおり

(2) 試験内容

試 験	試験内容	配 点
課題作文試験（申込時に提出）	職務に関するテーマについての作文	60点満点
面接試験	面接により適性など審査する。	150点満点

※ 各試験において得点が一定水準に達しない場合、総合得点に関らず不合格となります。

(3) 面接試験会場及び集合時間

面接試験会場は西部地域療育センター内で、集合時間は通知にてお知らせします。

(4) 各試験結果の通知

試験結果については、郵送にて通知します。あわせて、最終合格者の受験番号は、本市ウェブサイトに掲載します。

(5) その他

電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 最終合格から採用まで

(1) 採用は令和8年10月1日以降を予定しております。（採用後1月間は条件付採用期間）

(2) 雇用期間は、採用日から翌年3月31日までとなります。なお、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。（最大4回まで）

- (3) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。
- (4) 採用に当たっての必要書類については、最終試験結果の通知の際にお知らせします。
- (5) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- (6) 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職員の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は【別紙2】（参照条文）をご確認ください。

6 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

不合格者	・ 総合順位 ・ 総合得点 ・ 試験の合格基準点	各試験の結果発表日から その翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで) ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 (土・日・祝日を除く)	名古屋市西部地域療育センターにおいて、必ず受験者本人が、運転免許証、旅券等の身分証明書（写真のあるもの）を提示して口頭で申し出てください。
------	--	---	---

※開示請求は受験者本人による名古屋市西部地域療育センター(名古屋市中川区小本一丁目20番48号)への来所が必要です。電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

※必要提示書類（写真付の身分証明書）に不足がある場合は開示できません。

※来所の際は公共交通機関をご利用ください。（自家用車での来庁はご遠慮ください。）

7 勤務条件

(1) 勤務時間

午前8時45分から午後5時15分までの1日7.5時間（1時間の休憩を除く）、月曜日から金曜日の間で週4日の週30時間です。

(2) 報酬（令和8年4月1日現在。人事給与制度等の改正により変わる場合があります。）

① 週30時間勤務

- ② 月額 172,191 円から 219,496 円（地域手当報酬を含む。）の範囲で、中学校卒業後の年数に応じて決定、他に通勤手当に相当する費用弁償、期末手当を支給

【報酬の例】

高校新卒	高校卒業後 7 年	高校卒業後 14 年 (上限)
172,191 円	209,965 円	219,496 円

(3) 休日（令和 8 年度）

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)。

(4) 休暇

年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等

(5) 社会保険等

健康保険、厚生年金、雇用保険、労務（公務）災害補償あり

(6) 勤務場所

名古屋市西部地域療育センター

8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〈問い合わせ先〉

名古屋市西部地域療育センター

〒454-0828 名古屋市中川区小本一丁目 20 番 48 号

TEL 052-361-9555 FAX 052-361-9560

担当：野口

【別紙 1】 採用選考試験日程表

採用予定日	申込期間	面接試験日	合格発表日
令和 8 年 10 月 1 日	令和 8 年 8 月 3 日 (月) ～ 令和 8 年 8 月 21 日 (金)	申込期間終了後 14 日以内	面接試験日後 14 日以内
令和 8 年 11 月 1 日	令和 8 年 9 月 1 日 (火) ～ 令和 8 年 9 月 18 日 (金)	申込期間終了後 14 日以内	面接試験日後 14 日以内
令和 8 年 12 月 1 日	令和 8 年 10 月 1 日 (木) ～ 令和 8 年 10 月 20 日 (火)	申込期間終了後 14 日以内	面接試験日後 14 日以内
令和 9 年 1 月 1 日	令和 8 年 11 月 2 日 (月) ～ 令和 8 年 11 月 20 日 (金)	申込期間終了後 14 日以内	面接試験日後 14 日以内
令和 9 年 2 月 1 日	令和 8 年 12 月 1 日 (火) ～ 令和 8 年 12 月 18 日 (金)	申込期間終了後 14 日以内	面接試験日後 14 日以内

【注】

- ① 先に実施した試験により採用予定人数に達し次第、募集は締め切ります。締め切り後は、選考を実施いたしませんので、ご了承ください。
- ② 締め切り後は、速やかに本募集要項の掲載を終了しますが、念のため募集の有無に関しては、募集要項の問合せ先にご確認ください。

【別紙 2】（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。